

事務連絡
令和7年12月10日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

確定拠出年金の企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る
事務の取扱いに関する参考資料の送付について

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第74号）が、本年6月20日に公布されたことに伴い、令和8年4月1日までの間に、「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」（仮称）及び「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」（仮称）の公布を順次予定していることから、今般、これらの政省令に定めることとしている確定拠出年金の企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に関して、事務的に整理している参考資料を送付させていただきますので、適宜事業主からの照会対応等にご活用いただくなど業務の参考としてください。

なお、当該参考資料にてお示ししている具体的な改正内容につきましては、最終決定されたものではなく、事務的に整理した案であることから、今後、修正される可能性があることをあらかじめ御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

參考資料

企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る規約変更事務の取扱い（概要）

- 令和8年4月1日の法改正の施行により、企業型年金加入者掛金（以下、「加入者掛金」とする。）額について、事業主掛金額以下とされていた制限が撤廃され、拠出限度額の範囲内であれば、事業主掛金の額を超える額の拠出が可能となる。
- 今回の法改正の施行に伴い、単に改正内容を規約に反映する場合や、法改正によって初めて設定できる加入者掛金額を定める場合は、届出不要となる。
具体的な規約の事務取扱いは、以下のとおり。

（1）法改正の施行に伴って加入者掛金額の制限を撤廃する規約変更を行う場合 → **届出不要**
(p 2・ケース①)

（2）加入者掛金額の選択肢を規約に定めている場合は以下のとおり

法改正の施行に伴って新たに
2.75万円を超える加入者掛金額の
選択肢を規約に定める場合 → **届出不要**
(p 2・ケース②)

新たに2.75万円以下の加入者掛金
額の選択肢を規約に定める場合 → **届出不要**
(p 2・ケース③)

→ 事業主掛金 < 加入者掛金 → **届出不要**
(p 2・ケース③)

→ 事業主掛金 \geq 加入者掛金 → **申請が必要**
(p 3・ケース⑤)

（3）上記以外の変更及び加入者掛金を新たに定める場合 → **申請が必要**
(p 3・ケース④)
(p 3・ケース⑥)

企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る規約変更事務の取扱い①

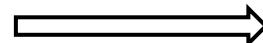
- 令和8年4月1日の法改正の施行に伴って加入者掛金額の制限を撤廃する規約変更を行う際（ケース①）、DC則第5条第1項第18号に該当し、「特に軽微な変更」（届出不要）となる。令和8年4月1日より前の加入者掛金の実質的な上限額である2.75万円を超える加入者掛金額の選択肢（ケース②）や、加入者掛金が2.75万円以下でも事業主掛金額より高い額の加入者掛金額の選択肢を規約に定める場合（ケース③）も同様に届出不要。
※ 実施事業所ごとに加入者掛金の制限撤廃の規約変更を行うことも可能。

● DC則第5条第1項第18号（届出不要）に該当する規約変更の例

- ・ 「加入者掛金額は、事業主掛金額を超えてはならないものとする。」や
「加入者掛金累計額は、事業主掛金累計額を超えてはならないものとする。」等の加入者掛金額の上限を定めた文言の削除（ケース①）
- ・ 事業主掛金額の最大拠出額が2.0万円の時に加入者掛金を下記のとおり変更
(拠出限度額が5.5万円の場合)

(ケース②)

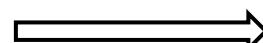
変更前
1千円以上 <u>1万円</u> 以下の額のうち 千円単位の任意の額



変更後
1千円以上 <u>5.4万円</u> 以下の額のうち 千円単位の任意の額 ※ただし、「DC令第11条に定める拠出 限度額－事業主掛金額」を上限とする。

(ケース③)

変更前
1千円以上 <u>2万円</u> 以下の額のうち 千円単位の任意の額



変更後
1千円以上 <u>2.5万円</u> 以下の額のうち 千円単位の任意の額

企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る規約変更事務の取扱い②

- 加入者掛金を新たに定める場合（ケース④）や、2.75万円以下の加入者掛金額の選択肢を規約に定める時に当該選択肢が事業主掛金額以下の場合（ケース⑤）は、DC法第3条第3項第7号の2に該当し、**規約変更の承認申請が必要**。
- 令和8年4月1日までに加入者掛金を拠出できることを定めている規約において、制度改正以降も加入者掛金額の制限を撤廃しなかった場合には、引き続き加入者掛金額に制限が設けられてしまうこととなる（上限撤廃には規約変更が必要）。

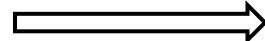
●DC法第3条第3項第7号の2に該当する（承認申請となる）規約変更の例

※法改正と関係のないDC法第3条第3項第7号の2に該当する規約変更を実施する場合

- 事業主掛金額の最大拠出額が2.0万円の時に加入者掛金を下記のとおり変更

（ケース④）

変更前
加入者掛金無し



変更後
1千円以上5.4万円以下の額のうち千円単位の任意の額 ※ただし、「DC令第11条に定める拠出限度額－事業主掛金額」を上限とする

新たに加入者掛金を拠出する規約変更

（ケース⑤）

変更前
1千円以上1万円以下の額のうち千円単位の任意の額

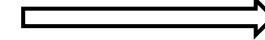


変更後
1千円以上2万円以下の額のうち千円単位の任意の額

新たな加入者掛金額の上限が事業主掛金額以下の規約変更

（ケース⑥）

変更前
2千円以上1万円以下の額のうち2千円単位の任意の額



変更後
1千円以上2.5万円以下の額のうち1千円単位の任意の額

事業主掛金額以下の加入者掛金額の拠出単位額（2千円→1千円）を変更する規約変更

企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る規約変更事務の取扱い③

- 令和8年4月1日の法改正の施行に伴い、DC令第6条第4号ハ中に定める「事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合」は、「企業型掛金拠出単位期間（以下、「拠出単位期間」とする。）につき1回に限り」の例外から除外となる。
- これに伴い、企業型年金加入者が掛金を拠出できることを定めているすべての規約については、令和8年4月1日までに上記改正を反映させる規約変更を行うこと。（DC則第5条第1項第18号に該当し、**「特に軽微な変更」（届出不要）**となる。）

※ なお、当該規約変更を行わなかったとしても、「事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合」は、年1回の変更の例外とはならない。

【規約変更（例）】

新	旧
<p>(加入者掛金の額の変更方法)</p> <p>第●条 加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り、毎年N月に事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を変更することができる。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p>	<p>(加入者掛金の額の変更方法)</p> <p>第●条 加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り、毎年N月に事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を変更することができる。</p> <p>(1) <u>事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金累計額が加入者掛金累計額を下回ることとなる場合であって、加入者掛金累計額が事業主掛金累計額を超えないように変更する場合。</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>

加入者掛金額の制限撤廃に伴う経過措置

- 令和8年4月1日の法改正の施行に伴い、加入者掛金額の制限撤廃に係る規約変更が行われたことにより、加入者が、事業主掛金額を超えて加入者掛金額を拠出する変更を初めて行う場合について、令和8年4月1日から同年11月30日までの間、拠出単位期間につき加入者掛金額を1回に限り変更できること（D C令第6条第4号ハ）の例外とする経過措置を設ける予定である。

【経過措置を適用できる場合】

事業主掛金	月額2.5万円
加入者掛金	月額2万円 → 3万円

事業主掛金額
を超える

【経過措置を適用できない場合①】

事業主掛金	月額2.5万円
加入者掛金	月額2万円 → 2.5万円

事業主掛金額
と同額

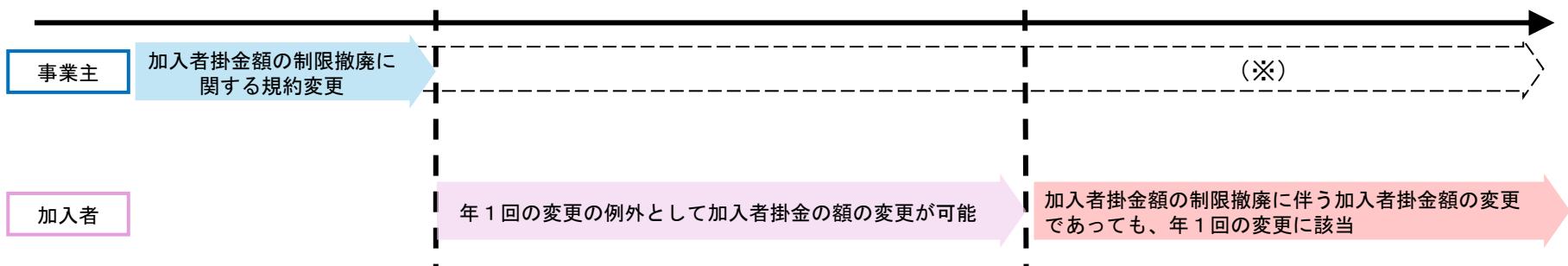
【経過措置を適用できない場合②】

事業主掛金	月額2.5万円
加入者掛金	月額1万円 → 2万円

事業主掛金額
を下回る

施行日（令和8年4月1日）

令和8年11月30日



※ 加入者掛金の額の制限撤廃は、同年12月1日以降も届出不要で規約変更が可能。

加入者掛金額の制限撤廃に伴う 経過措置に係る規約変更事務の取扱い①

- 令和8年4月1日から同年11月30日までの間、加入者掛金額の制限撤廃に係る規約変更が行われることにより、加入者が事業主掛金額を超えて加入者掛金額を拠出する変更を初めて行う場合、拠出単位期間につき加入者掛金を1回に限り変更できること（DC令第6条第4号ハ）の例外とする経過措置を実施する場合は、規約に記載する必要がある。
- 上記規約変更については、DC則第5条第1項第18号に該当し、「特に軽微な変更」（届出不要）となる。

【規約変更（例）】

（加入者掛金の額の変更方法）

第●条 加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り、事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を変更することができる。

（略）

附則

（施行期日等）

第1条 本規約は、令和8年4月1日から施行する。

（企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第2条 令和8年4月1日から同年11月30日までの間、規約第●条の「次の各号に掲げる場合を除き」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）第29条の規定（法第4条第1項第3号の2を削る改正規定に限る。）の施行に伴い企業型年金加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合を除き」とする。

加入者掛金額の制限撤廃に伴う 経過措置に係る規約変更事務の取扱い②

- 加入者掛金の額の変更月をあらかじめ定めている規約は、その変更月においてのみ加入者掛金の額の変更が可能となることから、以下の場合に前頁の経過措置を実施する際は、臨時の変更月を定める規約変更が必要となる。
 - ・令和8年4月1日から同年11月30日までの間に、変更月が存在しない場合
 - ・あらかじめ定めた変更月以外の月に、制度改正に伴い臨時に変更月を設けたい場合
- 上記規約変更については、DC則第5条第1項第18号に該当し、**「特に軽微な変更」（届出不要）**となる。

【規約変更（例）】※あらかじめ規約に定めた変更月が6月の場合

（加入者掛金の額の変更方法）

第●条 加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り、毎年6月に事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を変更することができる。

（略）

附則

（施行期日等）

第1条 本規約は、令和8年4月1日から施行する。

（企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第2条 令和8年4月1日から同年11月30日までの間、規約第●条の「次の各号に掲げる場合を除き」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）第29条の規定（法第4条第1項第3号の2を削る改正規定に限る。）の施行に伴い企業型年金加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合を除き」とし、「毎年6月」を「毎年6月（ただし、令和8年については4月、6月及び11月）」する。

企業型確定拠出年金の加入者掛金額の上限撤廃に関する Q&A

令和7年12月10日時点

番号	項目	質問事項	回答
1	R6.12 施行の経過措置に関する取扱い	令和6年12月の政令改正の施行に伴う経過措置適用中に加入者掛金額の上限を撤廃する規約変更を行った場合、当該経過措置の適用は終了するのか。	令和6年12月の政令改正の施行に伴う経過措置は引き続き適用される。
2	R6.12 施行の経過措置に関する取扱い	令和6年12月の政令改正の施行に伴う経過措置適用中に加入者掛金額の上限を撤廃した場合の加入者掛金の拠出上限額は、令和6年12月改正前の掛金上限額（他制度なし 55,000 円、他制度あり 27,500 円）から事業主掛金額を引いた金額となるのか。	令和6年12月の政令改正の施行に伴う経過措置の適用事業主において、加入者掛金額の制限を撤廃した場合、加入者掛金の上限額は、令和6年12月改正前の掛金上限額から事業主掛金額を差し引いた額となる。
3	掛金に関する取扱い	法令改正の施行に伴い規約を変更した月がX月である場合、引き上げ後の新しい加入者掛金の上限額が適用されるのは、X月分の掛金からとなるのか。	ご認識のとおり。
4	掛金に関する取扱い	加入者掛金額の上限撤廃後、各月拠出の規約において、事業主掛金0円で加入者掛金のみを拠出するケースは認められるのか。	事業主掛金0円で加入者掛金のみを拠出することは不可。
5	掛金に関する取扱い	年単位化を実施している規約の場合、法令改正の施行日である令和8年4月1日を跨ぐ企業型掛金拠出単位期間において、「確定拠出年金Q&A（令和6年12月1日施行）」No.71-5のような累積総額の比較は必要か。	法令改正の施行日より前の期間においては、累積総額比較が必要。